廃棄物に関連する法令等の改正状況

1 廃棄物処理法等

(1) 廃棄物処理法の改正(平成30年4月施行)

食品廃棄物の不正転売事案、有害物質を含む雑品スクラップの輸出による国内外の環境 汚染や家電リサイクル法等の形骸化の懸念を踏まえ、以下の見直しが行われた。

- ①廃棄物の不適正処理への対応の強化
- ②有害使用済機器の適正保管等の義務付け
- ③親子会社間における自ら処理の拡大

(2) 国の基本方針(令和2年3月通知)

廃棄物処理法第 5 条の 2 に基づく基本方針の見直しは、大幅な変更の必要がないことから、実施せず、令和 2 年度以降の目標については、第四次循環型社会形成推進基本計画等を参考とする。

2 関連計画等

(1) 第四次循環型社会形成推進基本計画 (平成30年6月閣議決定)

第三次循環基本計画で掲げた「質」に注目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然 共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項とし、経済的・社会的側面にも視野を 広げ、各主体の連携や期待される役割、国が実施すべき取組を記載している。

【7つの方向性】

- ○持続可能な社会づくりとの統合的取組
- ○多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
- ○ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ○適正処理の更なる推進と環境再生
- ○万全な災害廃棄物処理体制の構築
- ○適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
- ○循環分野における基盤整備

(2) 廃棄物処理施設整備計画(平成30年6月閣議決定)

(平成 30 年度~令和 4 年度)

人口減少等の社会構造の変化に鑑み、ハード・ソフト両面で、3R・適正処理の推進や 気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備 を推進する。

(3) 災害廃棄物対策指針(平成30年3月)

近年の廃棄物処理法及び災害対策基本法の改正への対応と、前回策定後発生した災害の経験を踏まえた実践的な対応につながる事項の充実、平時の備えの充実を行っている。

(4) 国土強靭化基本計画(平成30年12月)

平成 28 年熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ課題 (脆弱性)を評価するとともに、重要インフラの機能確保について緊急点検を実施し、 重点プログラム等を見直している。

3 関連法

(1) 食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年10月施行)

食品ロスの削減に関し、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めている。基本的施策として、都道府県・市町村による食品ロス削減推進計画の策定のほか、消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等、食品ロスの実態調査食品関連事業者等の取組に対する支援等の実施等が示されている。

(2) 食品リサイクル法(令和元年7月政省令改正)

令和元年7月に示された新たな基本方針では、基本理念において「食品ロス」を明記し、 食品関連事業者及び消費者の食品ロス削減に係る役割が示され、目標として、事業系食品 ロス量の半減、発生抑制及び再生利用等実施率の 3 種類が設定されている。また、食品 リサイクル促進に向けて、国による食品関連事業者への積極的な指導・助言、市町村によ る多量発生事業者への減量化指導の実施、食品ロス削減国民運動の展開のほか、地域循環 共生圏の実現に向けた廃棄物系バイオマス利活用のための施設整備の促進及び広域的な リサイクルループの形成の促進が求められている。

(3) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器リサイクル法)(令和2年3月省令改正)

家庭から出される容器包装廃棄物を再商品化できるよう、消費者は「分別排出」、市町村は「分別収集・選別保管」、事業者は「再商品化」することを定めている。「プラスチック資源循環戦略」で示されたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための重点戦略の1つであるリデュース等の徹底に向けて、小売業に属する事業を行う事業者が商品の販売に際してプラスチック製買物袋を有償で提供することが省令改正により義務付けられ、令和2年7月より実施されている。

(4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (PCB 特別措置法) (平成 28 年 8 月一部改正)

高濃度 PCB 廃棄物、高濃度 PCB 使用製品の定義が明確化され、高濃度 P C B 廃棄物の 処理期限前の計画的処分が義務付けられたほか、保管等の状況の届出の記載事項の追加や 廃棄・処分終了に関する届け出が義務付けられた。

4 その他

(1) プラスチック資源循環戦略(令和元年5月)

海洋プラスチック等による環境汚染等が世界的課題となっており、アジア各国においては輸入規制等が実施されるなど世界情勢も変化している。日本では3Rを推進しているものの、1人当たりの容器包装廃棄量が世界第二位となっている。このような状況を踏まえ、「3R+Renewable」を基本原則として、世界的な資源・廃棄物制約と海洋プラスチック問題解決に貢献するとともに、資源循環関連産業の発展を通じた経済成長・雇用創出など、新たな成長の源泉とすることを目指す。

国外の動向 ~「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」の採択~

気候変動や天然資源の枯渇等、地球規模での環境問題が深刻化する中、国連総会では「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(2015 年 9 月)が採択され、"2030 年までに達成すべき 17 のゴールと 169 のターゲット【持続可能な開発目標(SDGs)】"が示されました。

主に廃棄物分野と関わりが深い項目として以下の項目 (7、11~15) がありますが、各ゴールはそれぞれのターゲットを通して関連するものであり、複合的に取り組んでいく必要があります。各国においてゴールに向けた取組が進む中、日本においても食品ロスやプラスチック使用量の削減等に向けた動きが活発になっています。

《廃棄物に特にかかわりが深い項目》

- 4質の高い教育をみんなに【研修会、環境学習の実施】
- 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに【再生エネルギーの活用】
- 11 住み続けられるまちづくりを

【安全で安定したごみ処理による良好な環境の確保・災害対策】

- 12 つくる責任つかう責任【持続可能な生産・消費、汚染物質の排出抑制】
- 13 気候変動に具体的な対策を【収集~処理処分におけるCО₂排出抑制】
- 14 海の豊かさを守ろう【海洋汚染対策】
- 15 陸の豊かさも守ろう【不法投棄対策】

SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT





































資料:国連広報センター